

# 山州市の用途地域と各種規制等について

令和4年4月現在

山州市において、旧高富町地域は都市計画区域内（区域区分非設定）、

旧伊自良村地域及び旧美山町地域は都市計画区域外となります。

## ◆用途地域・制限等

凡 例	建ぺい率	容積率	※1	道路斜線制限	隣地斜線制限	北側斜線制限	日影規制 (対象建築物：高さ10m超え)	・絶対高さ制限 ・外壁の後退距離 ・防火、準防火地域 ・建基法22条区域	
第1種中高層住居専用地域	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで4時間 10mで2.5時間	×	
第1種住居地域	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで5時間 10mで3時間	×	
第2種住居地域	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで5時間 10mで3時間	×	
準住居地域	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで5時間 10mで3時間	×	
近隣商業地域	80%	200%	0.6	∠1.5	31m+ ∠2.5	×	5mで5時間 10mで3時間	×	
準工業地域	60%	200%	0.6	∠1.5	31m+ ∠2.5	×	5mで5時間 10mで3時間	×	
上記以外の区域	Ⅲ	60%	200%	0.4	∠1.25	20m+ ∠1.25	×	5mで5時間 10mで3時間	×

※1 前面道路の幅員が12m未満の場合、当該道路幅員に乗ずる数値。

注) 日影による建築物の高さ制限については、岐阜県建築基準条例による。

◆その他 地域地区等

凡 例	大字	垂直積雪量 (建基法施行令 第 86 条第 3 項)	災害危険区域 (建基法第 39 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定用途制限地域</li> <li>・ 特例容積率適用地区</li> <li>・ 高層住居誘導地区</li> <li>・ 高度地区又は高度利用地区</li> <li>・ 特定街区</li> <li>・ 都市再生特別地区</li> <li>・ 特定防災街区整備地区</li> <li>・ 景観地区</li> <li>・ 風致地区</li> <li>・ 駐車場整備地区</li> <li>・ 臨港地区</li> <li>・ 歴史的風土特別保存地区</li> <li>・ 緑地保全地域</li> <li>・ 流通業務地区</li> <li>・ 生産緑地地区</li> <li>・ 伝統的建造物群保存地区</li> <li>・ 航空機騒音障害防止地区 又は航空機騒音障害防止特別地区</li> </ul>
旧高富町	高富、佐賀、 東深瀬、西深瀬、 高木、梅原、椎倉、 伊佐美、赤尾、 大桑	0.4m以上	×	×
旧伊自良村	洞田、小倉、大森、 藤倉、大門、長滝、 平井、掛、松尾、 上願	0.8m以上	×	×
旧美山町	岩佐、中洞、富永、 青波、佐野、船越、 日永、出戸、相戸、 柿野、徳永、笹賀、 椿、谷合、田栗、 片原、神崎、円原、 葛原	1.0m以上 ※多雪区域	神崎字小原ガイト 464、466、467- 1、467-2、467-3  (指定されている 土地の番地で す。)	×

◆関連情報

土砂災害防止法・土石流危険区域、砂防指定地区、急傾斜崩壊危険区域等においては  
下記、岐阜県ホームページにて区域指定状況を確認できます。

リンク先 <http://portal.gifugis.jp/sabo/danger/portal.html>